

○静岡市営住宅条例施行規則

平成15年4月1日

規則第242号

改正 平成16年12月24日規則第99号

平成17年3月31日規則第53号

平成18年3月8日規則第114号

平成18年3月27日規則第152号

平成19年2月26日規則第4号

平成19年3月30日規則第50号

平成20年2月5日規則第3号

平成20年10月31日規則第198号

平成21年3月18日規則第21号

平成25年4月1日規則第54号

(題名改称)

平成25年7月4日規則第62号

平成26年3月27日規則第39号

平成27年3月30日規則第50号

平成29年3月31日規則第34号

平成31年3月27日規則第21号

令和元年10月15日規則第26号

令和3年8月31日規則第66号

令和4年3月31日規則第48号

令和4年7月12日規則第59号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市営住宅等の管理（第1条の2—第23条の9）

第3章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第24条—第26条）

第4章 市営住宅への中堅所得者等の入居（第27条・第28条）

第5章 駐車場の管理（第29条—第33条）

第6章 汚水処理場（第34条）

第7章 補則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則54・一部改正）

第2章 市営住宅等の管理

(入居者資格の特例を認める地域)

第1条の2 条例第6条第1項の規則で定める地域は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の指示により緊急時避難準備区域又は避難指示区域として指定され、かつ、当該指示の後に同項の指示により当該区域の指定が解除された地域とする。

（平27規則50・追加）

(入居申込書)

第2条 条例第7条第1項に規定する入居申込書は、市営住宅入居申込書（様式第1号）とする。

2 前項の入居申込書には、所得を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

（平29規則34・一部改正）

(入居の変更)

第3条 条例第5条第7号又は第8号の規定に該当して市営住宅の入居の変更を希望する者は、入居変更承認申請書（様式第3号）に診断書、身体障害者手帳その他申請理由を証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、入居変更承認書（様式第4号）を交付する。

(入居決定書)

第4条 条例第7条第3項に規定する入居決定書は、入居決定書（様式第5号）とする。

(公開抽選)

第5条 市長は、条例第8条第3項の規定により公開抽選を行おうとするときは、その日時、場所及び抽選の方法をあらかじめ入居申込者に通知するものとする。

2 前項の公開抽選には、入居申込者のうちから選出した者を立ち合わせるものとする。

（平29規則34・一部改正）

(請書)

第6条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、請書(様式第6号)とする。

- 2 前項の請書には、個人の場合にあつては連帯保証人の印鑑登録証明書及び納税証明書その他市長が必要と認める書類を、法人の場合にあつては市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(令4規則48・一部改正)

(連帯保証人の資格等)

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人の資格は、住所、生計状況、納税状況等について定めるものとする。

- 2 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、連帯保証人変更承認申請書(様式第7号)に当該変更に係る前条第2項の規定により添付する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 資格を失ったとき。

(3) 変更の必要を生じたとき。

- 3 市長は、前項の申請を承認したときは、連帯保証人変更承認書(様式第8号)を交付する。

- 4 入居者は、連帯保証人の本籍地、住所若しくは所在地、氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名又は勤務先に変更があったときは、連帯保証人本籍地等変更届(様式第9号)に住民票の写し又は戸籍謄本その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、連帯保証人につき不適當な事由があると認めるときは、入居者に対し連帯保証人の変更を命ずることができる。

(令4規則48・一部改正)

(収入の申告)

第8条 条例第12条第1項の規定による収入の申告は、前年1月1日から12月31日までの収入について行うものとする。

- 2 入居者は、収入申告書(様式第10号)に所得を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、毎年度市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(収入認定等の通知等)

第9条 市長は、条例第11条の規定により家賃を決定したときは、条例第12条第2項の規定により認定した収入の額の通知及び条例第27条第1項の規定による収入超過者の認定の通知又

は同条第2項の規定による高額所得者の認定の通知と併せて、収入認定（・収入超過者認定・高額所得者認定）・家賃決定通知書（様式第11号）により入居者に通知するものとする。

2 条例第12条第3項及び第27条第3項の規定により意見を述べようとする者は、前項の通知書を受理した日の翌日から起算して30日以内に収入認定（・収入超過者認定・高額所得者認定）意見書（様式第12号）に所得を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の意見書が提出され、審査したときは、収入認定（・収入超過者認定・高額所得者認定）意見書に対する通知書（様式第13号）によりその結果を通知するものとする。

第10条 削除

（平29規則34）

（家賃の納入通知書）

第11条 条例第14条第2項に規定する納入通知書は、様式第14号によるものとする。

（家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予）

第12条 条例第13条（第45条第3項及び第50条第4項において準用する場合を含む。）又は第15条第2項の規定により家賃・敷金・駐車場使用料又は汚水処理場使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料減額・免除（徴収猶予）申請書（様式第15号）に所得を証明する書類、医師の発行する診断書その他減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料減額・免除（徴収猶予）通知書（様式第16号）を交付する。

（滅失等の報告）

第13条 入居者は、条例第18条第2項に規定する事故が発生したときは、滅失（損傷）報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（用途変更の承認申請等）

第14条 条例第21条ただし書の規定による用途の変更の承認を受けようとする者は、用途変更承認申請書（様式第18号）に平面図、側面図、配置図その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、用途変更承認書（様式第4号）を交付する。

（模様替え又は増築の承認申請等）

第15条 条例第22条第1項ただし書の規定による模様替え又は増築の承認を受けようとする者

は、模様替え（増築）承認申請書（様式第19号）に平面図、側面図、配置図その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、模様替え（増築）承認書（様式第4号）を交付する。

（同居の承認申請等）

第16条 条例第23条第1項の規定による同居の承認を受けようとする者は、同居承認申請書（様式第20号）に所得を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、同居承認書（様式第4号）を交付する。

（平20規則198・一部改正）

（入居承継の承認申請等）

第17条 条例第24条第1項の規定による利用の権利の承継の承認を受けようとする者は、入居承継承認申請書（様式第21号）に戸籍謄本その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、入居承継承認書（様式第4号）を交付する。

- 3 入居の承継を受けた者は、第6条第1項に規定する請書を市長に提出しなければならない。

（平20規則198・一部改正）

（不利用の届出）

第18条 条例第25条の規定による不利用の届出は、不利用届（様式第22号）を市長に提出することにより行うものとする。

（異動の届出）

第19条 条例第26条の規定による異動の届出は、異動届（様式第23号）に住居票その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（高額所得者に対する明渡請求等）

第20条 条例第29条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求は、高額所得者明渡請求書（様式第24号）により行うものとする。

- 2 条例第29条第4項の規定による明渡しの期限の延長の申出は、明渡期限延長承認申請書（様式第25号）に医師の発行する診断書、雇主の発行する定年退職予定証明書その他明渡しの期限の延長を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- 3 市長は、前項の申出を承認したときは、明渡期限延長承認書（様式第4号）を交付する。

(市営住宅等建替事業による明渡請求)

第21条 条例第31条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による市営住宅の明渡しの請求は、市営住宅等建替事業による明渡請求書(様式第26号)により行うものとする。

(平29規則34・一部改正)

(返還の届出)

第22条 条例第33条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、返還届(様式第27号)を市長に提出することにより行うものとする。

(平29規則34・一部改正)

(市営住宅等の明渡請求)

第23条 条例第34条第1項又は第2項の規定による市営住宅の明渡しの請求は、明渡請求書(様式第28号)により行うものとする。

(平29規則34・一部改正)

(条例第34条の2第1項に規定する規則で定める年齢)

第23条の2 条例第34条の2第1項の規則で定める年齢は、40歳以下とする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定に係る期間)

第23条の3 条例第34条の2第1項の規則で定める期間は、10年とする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定に関する説明)

第23条の4 条例第34条の2第4項の説明は、定期入居決定に関する説明書(様式第28号の2)を交付することにより行うものとする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定書)

第23条の5 定期入居決定に係る条例第7条第3項に規定する入居決定書は、第4条の規定にかかわらず、定期入居決定書(様式第28号の3)とする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定に係る請書)

第23条の6 定期入居決定に係る条例第10条第1項第1号に規定する請書は、第6条第1項の規定にかかわらず、定期入居請書(様式第28号の4)とする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定に関する説明を受けた旨の証明)

第23条の7 条例第34条の2第5項の規定による書類の提出は、定期入居決定に関する説明を受けた旨の証明書(様式第28号の5)を提出することにより行わなければならない。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定期間満了通知書)

第23条の8 条例第34条の2第6項の通知は、定期入居決定期間満了通知書(様式第28号の6)により行うものとする。

(平19規則50・追加)

(定期入居決定に係る入居承継の承認申請等)

第23条の9 条例第34条の2第1項に規定する定期入居決定について、条例第24条第1項の規定により市営住宅の利用の権利の承継を受けようとする者は、第17条第1項の規定にかかわらず、定期入居承継承認申請書(様式第28号の7)に戸籍謄本その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の定期入居承継承認申請書の提出があった場合について準用する。この場合において第17条第3項中「第6条第1項」とあるのは「第23条の6」と読み替えるものとする。

(平19規則50・追加、平20規則198・一部改正)

第3章 市営住宅の社会福祉事業等への活用

(利用許可の申請等)

第24条 条例第35条第1項の規定による市営住宅の利用の許可を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による市営住宅の利用許可申請書(様式第29号)に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、社会福祉法人等による市営住宅の利用許可書(様式第30号)を交付する。

(利用の許可の取消し)

第25条 市長は、条例第38条の規定により市営住宅の利用の許可を取り消したときは、社会福祉法人等による市営住宅の利用許可取消通知書(様式第31号)により通知するものとする。

(準用)

第26条 第13条から第15条まで、第18条、第21条及び第22条の規定は、条例第35条第1項の規定による市営住宅の利用について準用する。

第4章 市営住宅への中堅所得者等の入居

(収入認定及び家賃決定の通知)

第27条 市長は、条例第41条第1項の規定により家賃を決定したときは、同条第2項の規定により準用する条例第12条第2項の規定による収入認定の通知と併せて、収入認定・家賃決定通知書(様式第11号)により入居者に通知するものとする。

(準用)

第28条 第2条から第8条まで、第9条第2項及び第3項、第12条から第19条まで並びに第21条から第23条までの規定は、市営住宅への中堅所得者等の入居について準用する。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の利用の申込み)

第29条 条例第44条第2項の申込みをしようとする入居者は、駐車場利用申込書(様式第32号)に自動車検査証の写しその他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、駐車場利用決定通知書(様式第33号)を交付する。

(駐車場の使用料)

第30条 条例第45条第1項の駐車場の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(平29規則34・一部改正)

(駐車場の使用料の納入通知書等)

第31条 条例第46条第2項の納入通知書は、様式第14号によるものとする。

(駐車場の明渡請求)

第32条 条例第47条の規定による駐車場の明渡しの請求は、明渡請求書(様式第28号)により行うものとする。

(準用)

第33条 第18条及び第22条の規定は、駐車場利用者について準用する。

第6章 汚水処理場

(汚水処理場の使用料)

第34条 条例第50条第3項に規定する納入通知書は、様式第14号その2によるものとする。

第7章 補則

(立入検査の証票)

第35条 条例第52条第3項(条例第42条において準用する場合を含む。)に規定する証票は、立入検査員証(様式第34号)とする。

(指定管理者の指定の申請書類)

第36条 条例第54条の規定による申請は、静岡市営住宅指定管理者指定申請書（様式第35号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市営住宅事業計画書（様式第36号）
 - (2) 静岡市営住宅事業計画に関する収支予算書（様式第37号）
 - (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
 - (4) 役員名簿
 - (5) 経営（事業）状況に関する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（平16規則99・追加）
- （協定の締結）

第37条 市長は、静岡市営住宅の指定管理者を指定したときは、指定管理者と静岡市営住宅の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 市が支払う管理費用に関する事項
 - (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 事業報告に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（平16規則99・追加）
- （雑則）

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平16規則99・旧第36条線下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市営住宅条例施行規則（平成10年静岡市規則第25号）又は清水市営住宅条例施行規則（平成9年清水市規則第41号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に合併前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を

申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお従前の例による。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町営住宅管理条例施行規則(平成9年蒲原町規則第12号)又は蒲原町営住宅管理細則(平成9年蒲原町細則第2号)(次項においてこれらを「編入前の規則等」という。)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則114・追加)

- 5 編入日において、現に編入前の規則等により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお従前の例による。

(平18規則114・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 6 由比町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町営住宅管理条例施行規則(平成9年由比町規則第11号。次項において「編入前の規則」という。)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則198・追加)

- 7 編入日において、現に編入前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお従前の例による。

(平20規則198・追加)

附 則(平成16年12月24日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月8日規則第114号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第152号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月26日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第50号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月5日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第198号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市営住宅管理条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成25年7月4日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第39号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第50号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成31年3月27日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則 (令和元年10月15日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の駐車場の使用料について適用する。

附 則 (令和3年8月31日規則第66号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第48号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月12日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第30条関係)

(平26規則39・全改、平29規則34・旧別表第2・一部改正、令元規則26・令4規則59・一部改正)

名称	駐車場の使用料の額 (自動車1台1月につき)
清水船越団地	5,200円
清水北矢部団地	5,200円
清水三光町団地	5,200円
清水緑が丘団地	4,100円
清水折戸団地	4,100円
清水羽衣団地	4,100円
清水蜂ヶ谷団地	5,200円
清水高橋団地	5,200円
清水下野東団地	5,200円
清水下野南団地	5,200円
清水旭ヶ丘団地	5,200円

清水能島団地	4,100円
清水能島西団地	4,100円
清水西久保団地	5,200円
清水横砂団地	5,200円
清水興津東町西団地	5,200円
清水追分団地	5,200円
由比南団地	3,100円
阿僧団地	3,100円
室野団地	3,100円

様式第1号(第2条関係)

書類審査

市 営 住 宅 申 込 書

(宛先)静岡市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて市営住宅を申し込みします。

ふりがな				生年月日	年齢		
申込名義人氏名							
現住所				電話			
勤務先名				電話			
※収入月額	円		※裁量世帯	円			
入居する家族及び婚約者	ふりがな氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先	障害の有無	
					電話		
					電話		
					電話		
					電話		
					電話		
					電話		
					電話		
現在の住所状況	自家・借家・アパート・同居・その他 ()						
申込理由	1 災害により住宅が滅失したため、住宅に困窮している。 2 土地区画整理事業等の執行にともない住宅を撤去しなければならない。 3 正当な立退きの要求を受け立退き先がない。(自己の責めによるものを除く。) 4 収入に比し過大な家賃を支払っている。 5 住宅がないため親族と同居することができない。 6 住宅以外の建物、場所に居住し、保安上危険又は衛生上有害な状態にある。 7 間借りをしている。 8 狭い (室 畳) 9 婚約中であるが住宅がないため結婚できない。 挙式予定 年 月 日 10 その他()						
申込団地名				部屋タイプ			

(注)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 障害の有無欄には、療育手帳の等級、障害基礎年金の級別等を記入してください。
- 申込理由の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第3号(第3条関係)

入居変更承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
申 請 者 氏 名			
電 話 番 号			

次のとおり入居変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

希望する団地及び階数		団地 階				
変更の理由						
入居世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	勤務先又は事業所名	年 間 収入金額	摘 要 (障害者の等級を記入すること。)
		本人				

様式第4号(第3条、第14条—第17条、第20条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

入居変更(用途変更・模様替え(増築)・同居・入居承継・明渡期限延長)承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の を次の条件を付して承認します。

記

承認の条件

様式第5号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

入 居 決 定 書

次のとおり市営住宅の入居者として決定します。

なお、この決定書の交付を受けた日から10日以内に敷金を納付し、請書を提出してください。

住 宅 名 号 及 び 番 号	第 号
所 在 地	静岡市
家 賃	月額 円
敷 金	円
入 居 可 能 日	年 月 日

備考 家賃及び敷金の額は、家賃決定通知書(様式第11号(その1))により通知された金額に基づいて記載してください。

様式第6号 (第6条関係)

請 書



年 月 日

(宛先) 静岡市長

住宅名及び番号	第 号
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

上記のとおり市営住宅入居の決定を受けましたので、静岡市営住宅条例及び静岡市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。

なお、入居者が当該条例、規則等の規定に違反し、又は家賃等を滞納した場合は、連帯保証人が連帯してその責めに任じます。

よって連帯保証人連署の上請書を提出いたします。

入 居 者	本 籍	
	現 住 所	
	ふ り が な	
	氏 名	(年 月 日生)

連 帯 保 証 人	本籍 (法人にあつては、記入不要)	
	現住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	電話
	勤務先名 (法人にあつては、記入不要)	職種
	勤務先住所 (法人にあつては、記入不要)	電話
	ふ り が な	
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	実印 (年 月 日生)
	入居者との関係	

緊 急 連 絡 先	本 籍	
	現 住 所	電話
	勤 務 先	
	ふ り が な	
	氏 名	(年 月 日生)
		入居者との関係

(注) 連帯保証人の実印及び生年月日は、連帯保証人が個人の場合のみ押印し、及び記入してください。

様式第7号（第7条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 宅 名 号	静岡市営	第	号
及 び 番 号			
申 請 者 氏 名			
電 話 番 号			

次のとおり連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、新連帯保証人が、入居者のために現連帯保証人が静岡市に対して負っている一切の保証債務を引き受けます。

新 連 帯 保 証 人	本籍（法人にあつては、記入不要）		
	現住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		電話
	勤務先（法人にあつては、記入不要）		
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		実印 年 月 日生
	入居者との関係		
現 連 帯 保 証 人	現住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
	現住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		
申 請 理 由			

(注) 新連帯保証人の実印及び生年月日は、新連帯保証人が個人の場合のみ押印し、及び記入してください。

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

連 帯 保 証 人 変 更 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更については、承認します。
なお、この承認書の交付を受けた日から10日以内に請書を提出してください

様式第9号(第7条関係)

連帯保証人本籍地等変更届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 号 及 び 番 号	静岡市営	第	号
届 出 人 氏 名			
電 話 番 号			

連帯保証人の本籍地・住所(所在地)・氏名(名称・代表者の氏名)・勤務先が次のとおり変更されたので、関係書類を添えて届け出ます。

変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第11号その1(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

収入認定(・収入超過者認定)・家賃決定通知書

あなたの 年分における収入(同居親族の収入を含む。)を次のとおり認定し、 年度の
家賃を決定したので、静岡市営住宅条例第12条第2項の規定により通知します。

(なお、収入認定の結果、あなたを静岡市営住宅条例第27条第1項に規定する収入超過者と認定
したので、併せて通知します。)

登録番号		入居年月日	年月日	収入基準認定基準日	年月日
収入認定額 C=A-B	円	収入認定月額 D=C÷12	円	家賃 ⑩ - ⑬	円

年月日から 年月日までの家賃算出根拠は、次のとおりです。

氏名	所得額 円	控除内容	人数	控除額 円	近傍同種の住宅家賃 ①	円
					家賃算定基礎額 ②	円
		同居親族	人		市町村立地係数 ③	
		老人扶養	人		規模係数 ④	
		特定扶養	人		経過年数係数 ⑤	
		障害者	人		利便性係数 ⑥	
		特別障害者	人		本来家賃月額 ②×③×④×⑤×⑥ ⑦	円
		老年人	人		収入基準超過の有無	
		寡婦・寡夫	人		裁量階層の有無	
					収入超過の加算率 ⑧	
合計 A	円	控除合計 B			収入超過の加算額 (①-⑦)×⑧ ⑨	円
					本来家賃負担額 ⑦+⑨ ⑩	円

従前家賃 ⑪	円	負担調整減免率 ⑫		負担調整減免額 (⑩-⑪)×⑫ ⑬	円
-----------	---	--------------	--	----------------------	---

(注) この認定に疑義のある場合は、静岡市営住宅条例第12条第3項又は第27条第3項の規定により、本通知書を受理した日から起算して30日以内に意見を述べることができます。

備考 この様式は、収入認定の結果、収入超過者及び高額所得者のいずれにも認定されず、又は収入超過者に認定された入居者に対して使用すること。

様式第11号その2(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

収入認定(高額所得者認定)・家賃決定通知書

あなたの 年分における収入(同居親族の収入を含む。)を次のとおり認定し、
年 月 日から 年 月 日までの家賃を決定したので、静岡市営住宅条例
第12条第2項の規定により通知します。

なお、収入認定の結果、あなたを高額所得者と認定したので、併せて通知します。

登録番号	入居年月日	年 月 日	収入基準認定 基準 日	年 月 日
年度収入認定額 C				円
年度収入認定額(月額) D				円
年度収入認定額				円
年度収入認定額(月額)				円
高額所得者基準額				円
近 傍 同 種 の 住 宅 家 賃 E				円
家 賃 (=E)				円
明渡期限予定日		年 月 日		

※ 収入認定額(C=A-B) 収入認定月額(D=C÷12)

氏名	年分 所得金額	控除内容	人数	控除額	年分 所得金額	控除内容	人数	控除額
	円	同居親族	人	円	円	同居親族	人	円
	円	老人扶養	人	円	円	老人扶養	人	円
	円	特定扶養	人	円	円	特定扶養	人	円
	円	障害者	人	円	円	障害者	人	円
	円	特別障害者	人	円	円	特別障害者	人	円
	円	老年者	人	円	円	老年者	人	円
	円	寡婦・寡夫	人	円	円	寡婦・寡夫	人	円
	円	同居者	人	円	円	同居者	人	円
合計 A	円	控除合計B		円	円	控除合計B		円

従前家賃	円
------	---

(注)

1 この認定に疑義のある場合は、静岡市営住宅条例第12条第3項又は第27条第3項の規定により、本通知書を受理した日から起算して30日以内に意見を述べることができません。

2 高額所得者として認定した結果、静岡市営住宅条例第29条第1項の規定に基づき、明渡しを請求することとなります。

備考 この様式は、収入認定の結果、高額所得者に認定された入居者に対して使用すること。

様式第11号その3(第9条、第27条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

収入認定・家賃決定通知書

あなたの 年分における収入(同居親族の収入を含む。)を次のとおり認定し、
年度の家賃を決定したので、静岡市営住宅条例第41条第2項において準用する同条
例第12条第2項の規定により通知します。

住 宅 名		入居年月日	年 月 日	収入基準認定 基 準 日	年 月 日
収入認定額 C=A-B	円	収入認定月額 D=C÷12	円	家 賃	円

氏 名	所 得 額	控 除 内 容	人 数	控 除 額
	円	同居親族	人	円
	円	老人扶養	人	円
	円	特定扶養	人	円
	円	障 害 者	人	円
	円	特別障害者	人	円
	円	老 年 者	人	円
	円	寡婦・寡夫	人	円
合 計 A	円	控除合計 B		円

近 傍 同 種 の 住 宅 家 賃	円
-------------------	---

(注) この認定に疑義のある場合は、静岡市営住宅条例第41条第2項において準用する同
条例第12条第3項の規定により、本通知書を受領した日から起算して30日以内に意見
を述べることができます。

備考 この様式は、静岡市営住宅条例第40条の規定により市営住宅に入居した中堅所得
者等に対して使用すること。

様式第12号(第9条関係)

収入認定(・収入超過者認定・高額所得者認定)意見書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名	静岡市営	第	号
申出人氏名			
電 話 番 号			

年 月 日付けで通知のあった収入認定(・収入超過者認定・高額所得者認定)について、次のとおり関係書類を添えて意見を述べます。

(意見)

氏 名	続 柄	年 齢	勤 務 先 又 は 事 業 所 名	当 初 所 得 額	改 定 所 得 額	※ 主 管 課 記 入 欄	
						収 入 認 定 月 額	更 正 収 入 認 定 月 額
				円	円	円	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円

様式第13号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

収入認定(収入超過者認定・高額所得者認定)意見書に対する通知書

年 月 日付で通知した市営住宅収入認定(・収入超過者認定・高額所得者認定)・家賃決定通知に関し、あなたから 年 月 日付で提出された意見書について再度調査した結果、理由があると認め、次のとおり認定を更正します。
理由がないと認めます。

氏 名	当 初 所 得 額	改 定 所 得 額	備 考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	

区 分	所得金額合計	控除額合計	収入認定額	家賃
改 定 前	円	円	円	円
改 定 後	円	円	円	円

(理由がないと認めた理由)

(2枚目)

	領収証書控	領収証書控	領収証書控	領収証書控	領収証書控	領収証書控
	静岡市営住宅家賃	静岡市営住宅家賃	静岡市営住宅家賃	静岡市営住宅家賃	静岡市営住宅家賃	静岡市営住宅家賃
登録番号						
住所						
氏名	納	納	納	納	納	納
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
家賃	円	円	円	円	円	円
領収日付印						
	(金融機関控)	(金融機関控)	(金融機関控)	(金融機関控)	(金融機関控)	(金融機関控)

(3~14枚目)

市営住宅家賃領収証書		市営住宅家賃領収済通知書				
年度	月分	年度	月分			
(静岡市)						
住所		住所				
氏名	様	氏名	納			
登録番号		一般会計	款	項	登録番号	
家賃	円	歳入	目	節	家賃	円
年 月 末日		領 取 日 付 印		納期限	年 月 末日	
				上記金額を領収したから通知します。		
上記の金額を領収しました。		(者保管)		(宛先)静岡市会計管理者		
				(課扱い)		

備考 1 市営住宅家賃・駐車場使用料の定期分については、この様式による。

2 駐車場使用料については、「市営住宅家賃」とあるのは「市営住宅駐車場使用料」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えること。

様式第14号その2(第11条、第31条、第34条関係)

<p style="text-align: center;">市営住宅家賃納入通知書兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">年度 月分 (静岡市) 住所 氏名 様</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">登録番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の金額を 年 月 日 領収日付印 末日までに静岡市指定金融機関、静岡市指定代理金融機関又は静岡市取納代理金融機関に納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 静岡市長 氏 名 (印) 上記の金額を領収しました。 (保管)</p>	登録番号		家賃	円	<p style="text-align: center;">市営住宅家賃領収済通知書</p> <p style="text-align: center;">年度 月分 住所 氏名 納</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">一般会計 歳入</td> <td style="width: 33%;">款 目</td> <td style="width: 33%;">項 節</td> <td style="width: 33%;">登録番号</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>家賃</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納期限 年 月 末日</p> <p>領収日付印 上記金額を領収したから通知します。</p> <p style="text-align: center;">(宛先)静岡市会計管理者</p> <p style="text-align: center;">領収日付印 (課扱い)</p>	一般会計 歳入	款 目	項 節	登録番号					家賃	円	<p style="text-align: center;">領 収 証 書 控</p> <p style="text-align: center;">静岡市営住宅家賃</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">登録番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名 納</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td style="text-align: right;">年度</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td style="text-align: right;">月分</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">領収日付印</p> </div> <p style="text-align: center;">(金融機関控)</p>	登録番号		住所		氏名 納		年 度	年度	区 分	月分	家賃	円
登録番号																												
家賃	円																											
一般会計 歳入	款 目	項 節	登録番号																									
			家賃	円																								
登録番号																												
住所																												
氏名 納																												
年 度	年度																											
区 分	月分																											
家賃	円																											

- 備考 1 市営住宅家賃・駐車場使用料の随時分及び市営住宅の污水处理場使用料については、この様式による。
- 2 污水处理場使用料については、「市営住宅家賃」とあるのは「污水处理場使用料」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えること。
- 3 駐車場使用料については、「市営住宅家賃」とあるのは「市営住宅駐車場使用料」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えること。

様式第14号その3(現金徴収分)

納付書 NO			
登録番号			
住所			
氏名		納	
年度一般会計歳入			
款	項	目	節
年度	月分		
延滞金			
督促手数料			
計			
上記の金額を納付します。			
静岡市役所都市局建築部住宅政策課 静岡市出納員(分任出納員)			
			領収日付印
(宛先)静岡市長			

領収済通知書 NO			
登録番号			
住所			
氏名		納	
年度一般会計歳入			
款	項	目	節
年度	月分		
延滞金			
督促手数料			
計			
上記の金額を領収したから通知します。			
静岡市役所都市局建築部住宅政策課 静岡市出納員(分任出納員)			
(宛先)静岡市会計管理者			
出納印			領収日付印

領収証書 NO			
登録番号			
住所			
氏名		様	
年度一般会計歳入			
款	項	目	節
年度	月分		
延滞金			
督促手数料			
計			
上記の金額を領収しました。			
静岡市役所都市局建築部住宅政策課 静岡市出納員(分任出納員)			
			領収日付印
※出張により徴収する使用料の領収証書は、この様式によるもののみが無効です。			

様式第15号(第12条関係)

(表)

家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料減額・免除(徴収猶予)申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 駐 車 場 番 号	静岡市営 第 号 団地駐車場第 号
申 請 者 氏 名	
電 話 番 号	

次のとおり家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料の減額・免除(徴収猶予)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(申請の理由)			
規 定 額	減額若しくは免除又は徴収猶予を受けたい期間	減額若しくは免除又は徴収猶予を受けたい額	
円	年 月 日から 年 月 日まで	月額 円	総額 円

入居世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	勤務先又は事業所名電話	収 入 月 額
		本人			円
					円
					円

(裏)

(年 月分)				
生 計 の 状 況	収 入 の 部		支 出 の 部	
	項 目	金 額	項 目	金 額
		円		円
		円		円
	円		円	
1 最低生活費認定額(月額)				
生 活 費		円		
住 宅 費		円		
教 育 費		円		
医 療 費		円		
		円		
		円		
		円		
計				
2 認定収入額(月額)				
氏 名	収入の種類	認定収入額	備 考	
		円		
		円		
		円		
		円		
計		円		
特 記 事 項				

(注)

- 1 生活保護法による扶助を受けている場合は、その額を生計の状況欄の収入の部に記入してください。
- 2 太線内は、記入しないでください。

様式第16号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料減額・免除(徴収猶予)通知書

年 月 日付けで申請のあった家賃・敷金・駐車場使用料・汚水処理場使用料の減額・免除(徴収猶予)については、次のとおり通知します。

住宅名及び 駐車場番号	静岡市営				第 号	
減額・免除又は 徴収猶予をする 期間	年 月 日から		月間			
	年 月 日まで					
減額・免除金額 (月額)	家賃	円	減額・免除 後の金額 (月額)	家賃	円	
	敷金	円		敷金	円	
	駐車場 使用料	円		駐車場 使用料	円	
	汚水処理場 使用料	円		汚水処理場 使用料	円	

様式第17号(第13条関係)

滅失(損傷)報告書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
届 出 人 氏 名			
電 話 番 号			

次のとおり市営住宅を滅失(損傷)させたので、報告します。

滅失又は損傷させた 物件及びその程度	
理由	

様式第18号(第14条関係)

用途変更承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
申請者氏名			
電話番号			

次のとおり用途の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

用途の変更の内容	
申請の目的又は理由	

様式第19号(第15条関係)

模様替え(増築)承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
申請者氏名			
電話番号			

次のとおり模様替え(増築)の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

模様替え 増 築 の内容	
申請の目的又は理由	

様式第20号(第16条関係)

同居承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 号 及 び 番 号	静岡市営	第	号
申請者氏名			
電話番号			

次のとおり同居の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、承認を受けたときは、静岡市営住宅条例及び静岡市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を守り、住宅返還の際には、同居者も同時に退去させることを誓約します。

現同居者世帯人員	人				
同居させようとする理由					
同居させようとする者の現住所					
同居させようとする者	氏 名	名義人との関係	年齢	勤務先又は事業所名 電 話	年間収入金額
					円
					円
					円
					円

様式第21号(第17条関係)

入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営 第 号
申請者氏名	
電 話 番 号	

次のとおり市営住宅の利用権の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入居名義人氏名	
入居名義人との続柄	
勤務先又は事業所名	電話
申請理由	

様式第22号(第18条関係)

不 利 用 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 駐 車 場 番 号	静岡市営	第	号
届 出 人 氏 名			
電 話 番 号			

次のとおり市営住宅・駐車場を利用しないので、届け出ます。

不 利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
滞 在 す る 場 所				
不 利 用 と な る 場 合 の 連 絡 責 任 者	住 所		電 話	
	氏 名			
不 利 用 と な る 理 由				

様式第23号(第19条関係)

異 動 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住宅名及び番 号	静岡市営	第	号
届出人氏名			
電話番号			

次のとおり入居世帯員に異動があったので、関係書類を添えて届け出ます。

異動年月日	年 月 日			
異動原因	出生・死亡・転出・勤務先変更・その他()			
ふりがな 異動者氏名	名義人との関係	年齢	勤務先又は事業所名	年間収入金額
				円
				円
				円

様式第24号(第20条関係)

高額所得者明渡請求書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

あなたは、静岡市営住宅条例第27条第2項に規定する高額所得者に該当しますので、同条例第29条第1項の規定により市営住宅の明渡しを請求します。

なお、明渡期限までに退去されない場合は、明渡期限の翌日から明渡しの日までの期間は、損害賠償金を納付していただくことになります。

1 明渡期限 年 月 日

2 損害賠償金の額

月額 円(ただし、年 月分から 年 月分まで)

3 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合は、静岡市営住宅条例第29条第4項の規定により明渡期限の延長を申請することができます。

(1)病気にかかっているとき。

(2)災害により著しい損害を受けたとき。

(3)近い将来において、定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4)その他特別な事情があるとき。

様式第25号(第20条関係)

明渡期限延長承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住宅名及び番 号	静岡市営 第 号
申請者氏名	
電話番号	

年 月 日付けで請求のあった市営住宅の明渡しについて、次の理由により明渡期限延長の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

明渡期限の延長を申請する理由	
希望する期限	年 月 日まで

様式第26号(第21条関係)

市営住宅等建替事業による明渡請求書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

市営住宅建替事業を施行するので、静岡市営住宅条例第31条第1項(第4項)の規定により市営住宅の明渡しを請求します。

明渡期限 年 月 日

様式第27号(第22条関係)

返 還 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住宅名及び 駐車場番号	静岡市営 団地駐車場 第 号 号
届出人氏名	
電話番号	

上記市営住宅・駐車場を都合により 年 月 日に返還するので、届け出ます。

返還の理由	自家新築 ・ 転居 ・ その他()
移転先	電話

様式第28号(第23条、第32条関係)

明 渡 請 求 書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市営住宅条例第34条(第47条)の規定により市営住宅(駐車場)の明渡しを請求します。

1 明渡請求の理由

2 明渡期限 年 月 日

様式第28号の2(第23条の4関係)

定期入居決定に関する説明書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

次の市営住宅の入居を決定するに当たり、静岡市営住宅条例第34条の2第4項の規定に基づきあらかじめ次のとおり説明します。

次の市営住宅の入居の決定は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに次の住宅を明け渡さなければなりません。

市営住宅所在地	静岡市 区
市営住宅の名称及び番号	静岡市営 団地 第 号
定期入居決定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第28号の3(第23条の5関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

定期入居決定書

次のとおり市営住宅の入居者として決定します。

なお、この決定書の交付を受けた日から10日以内に敷金を納付し、請書(定期入居決定用)を提出してください。

また、この入居の決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、入居者は期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。

住宅名及び番号	静岡市営 団地 第 号
所在地	静岡市 区
家賃	月額 円
敷金	敷金 円
定期入居決定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居指定期間	年 月 日から 年 月 日まで (入居指定期間内に入居できない場合は、事前にその旨を申し出て承認を受けてください。理由なく、入居しないときは、本許可を取消すことになります。)

(注)

- この許可により入居できる者は、市営住宅入居申込書に記載の者に限ります。
- 入居者は、静岡市営住宅条例及び静岡市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を守らなければなりません。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

定期入居請書

年 月 日



(宛先) 静岡市長

住宅名及び番号	静岡市営	団地 第 号
許可年月日及び番号	年 月 日	第 号

上記のとおり市営住宅入居の決定を受けたので、静岡市営住宅条例及び静岡市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。

また、次の住宅の入居については、決定の更新がなく、期間の満了によって当該入居の決定の効力が失われる旨の説明を受けましたので、必ず期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡します。

なお、入居者が当該条例、規則等に違反し、又は家賃等を滞納した場合は、連帯保証人が連帯してその責めに任じます。

よって連帯保証人連署の上請書を提出いたします。

入居者	本 籍	
	現 住 所	
	ふ り が な	
	氏 名	(年 月 日生)

連帯保証人	本籍（法人にあつては、記入不要）	
	現住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	電 話
	勤務先名（法人にあつては、記入不要）	職 種
	勤務先住所（法人にあつては、記入不要）	電 話
	ふ り が な	
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	実印 (年 月 日生)
	入居者との関係	

緊急連絡先	本 籍	
	現 住 所	電 話
	勤 務 先 名	職 種
	ふ り が な	
	氏 名	(年 月 日生)
	入居者との関係	

(注) 連帯保証人の実印及び生年月日は、連帯保証人が個人の場合のみ押印し、及び記入してください。

様式第28号の5(第23条の7関係)

年 月 日

定期入居決定に関する説明を受けた旨の証明書

(宛先) 静岡市長

入居予定者

住所

氏名

年 月 日生

私は、静岡市営住宅条例第34条の2第4項の規定に基づき、定期入居決定に関する説明書の交付を受けるとともに、次の事項についての説明を受けたことを証明します。

1 説明事項

- (1) 2に掲げる市営住宅の入居については、その期限の更新がなく、かつ期間の満了によって当該定期入居許可の効力が失われること。
- (2) 期間が満了するときまでに、2に掲げる住宅を明け渡さなければならないこと。

2 入居決定をした市営住宅

- (1) 市営住宅の所在地 静岡市 区
- (2) 市営住宅の名称及び番号 静岡市営 団地 第 号

3 定期入居決定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第28号の6(第23条の8関係)

第 号
年 月 日

定期入居決定期間満了通知書

住所
氏名 様

静岡市長 氏 名 印

静岡市営住宅条例第34条の2第6項の規定に基づき、次のとおり通知します。
年 月 日付 第 号で入居を決定した住宅については、期間
の満了により入居の決定の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け
渡してください。

記

- 1 市営住宅の所在地 静岡市 区
- 2 市営住宅の名称及び番号 静岡市営 団地 第 号
- 3 定期入居決定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第28号の7(第23条の9関係)

定期入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
申 請 者 氏 名			
定期入居決定の期間	年 月 日から	年 月	日まで
電 話 番 号			

次のとおり市営住宅の利用権の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入 居 名 義 人 氏 名	
入居名義人との続柄	
勤務先又は事業所名	電話
申請理由	

様式第29号(第24条関係)

社会福祉法人等による市営住宅の利用許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地
団体名
代表者氏名
電話

次のとおり市営住宅を利用したいので、静岡市営住宅条例施行規則第24条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

市営住宅の名称	静岡市営	団地	号棟	号室
利用目的				
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用予定人員	人			
現況変更希望の有無	有・無	場所		
利 用 予 定 者				
ふりがな 氏名	生年月日	性別	勤務先又は事業所名	障害の程度

(注) 障害の程度の欄には、療育手帳の等級、障害基礎年金の級別等を記入してください。

様式第30号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

社会福祉法人等による市営住宅の利用許可書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の利用の許可の申請については、次のとおり許可します。

1 利用を許可する市営住宅名等

- (1) 市営住宅の所在地 静岡市
(2) 住宅名 静岡市営 団地 号棟 号室
(3) 使用料 月額 円
(4) 利用の許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用の許可の条件

(1) 利用上の制限

ア 住宅又は共同施設の利用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持すること。

イ 利用者は、利用計画の変更をしようとするときは、事前に書面をもって、市長の承認を得ること。

(2) 原状回復

静岡市営住宅条例第38条の規定により市長が利用許可を取り消したとき、又は利用期間が満了したときは、自己の負担で、市長が指定する期日までに利用物件を原状に回復して返還すること。

(3) 有益費等の請求権の放棄

利用の許可が取り消された場合においては、利用者は、利用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を請求しないこと。

(4) 利用の状況報告

利用者は、市営住宅の利用状況について、市長が特に報告を求める場合を除き、利用期間満了後10日以内に、市長に報告すること。

様式第31号(第25条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

社会福祉法人等による市営住宅の利用許可取消通知書

年 月 日付けで許可した市営住宅の利用を次のとおり、取り消します。

- 利用を取り消す市営住宅の所在地等
 - 市営住宅の所在地 静岡市
 - 住宅名 静岡市営 団地 号棟 号室
 - 取消日 年 月 日
- 利用許可の取消理由

様式第32号(第29条関係)

駐 車 場 利 用 申 込 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 宅 名 及 び 番 号	静岡市営	第	号
氏 名			
電 話 番 号			

次のとおり市営住宅 団地の駐車場を利用したいので、関係書類を添えて申し込みます。

駐 車 場 の 使 用 者	ふ り が な	
	氏 名	
駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号	
	車名及び型式	
駐 車 す る 車 の 所 有 者	住所又は所在地	
	ふ り が な	
	氏名又は名称	
備 考		

様式第33号(第29条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

駐車場利用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました駐車場利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

駐 車 場	使用者名		
	登録番号		
駐 車 場 所	団地	駐車番号	番
利 用 期 間	利用決定日から住宅退去日まで		

利用条件

- ① 住宅内は道路交通法及び交通ルールを遵守し秩序を乱さないようにすること。
- ② 住宅内の建造物、樹木等を破損した場合は自費をもって原状に回復すること。
- ③ 住宅内で事故が生じた場合は全て当事者間で解決すること。
- ④ 駐車場の全部又は一部の目的外使用を禁止する。
- ⑤ 駐車場の改造は禁止する。
- ⑥ 利用決定を受けた車両以外の駐車は禁止する。
- ⑦ 利用決定を受けた車両を変更しようとするときは、本通知書に当該車両に係る譲渡証明書又は自動車検査証(車検証)その他の証明書を添えて駐車場利用申込書(様式第32号)を提出し、市長の利用決定を受けなければならない。
- ⑧ 市が管理運営上必要と認めた場合、又は整備計画に伴って駐車場の利用を制限又は利用決定を取り消す場合は、その指示に従うこと。
- ⑨ この決定書の利用条件及び静岡市営住宅条例を遵守すること。

様式第34号(第33条関係)

(表)

第	号	年	月	日		
立 入 検 査 員 証						
職名						
氏名						
年					月	日生
上記の者は、静岡市営住宅条例第52条第1項(同条例第42条において準用する場合を含む。)の規定により立入検査を行うものであることを証明する。						
静岡市長 氏 名 印						

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

(裏)

静岡市営住宅条例抜粋

(立入検査)

第52条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する職員に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(準用)

第42条 第40条の規定による市営住宅への中堅所得者の入居については、(中略)第52条の規定を準用する。(後略)

様式第35号(第36条関係)

静岡市営住宅指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
名 称 法人にあつては、名称及び代表者の氏名
電 話

市営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市営住宅条例第54条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第36号(第36条関係)

静岡市営住宅事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要(事業の構成と年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方針、市民サービスの向上のための施策等)

様式第37号(第36条関係)

静岡市営住宅事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円

様式第1号（第2条関係）

（平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第2号 削除

（平29規則34）

様式第3号（第3条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第4号（第3条、第14条—第17条、第20条関係）

（平29規則34・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平29規則34・一部改正）

様式第6号（第6条関係）

（令4規則48・全改）

様式第7号（第7条関係）

（令4規則48・全改）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・令4規則48・一部改正）

様式第10号（第8条関係）

（平16規則99・平17規則53・平20規則3・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第11号その1（第9条関係）

（平25規則54・一部改正）

様式第11号その2（第9条関係）

（平25規則54・一部改正）

様式第11号その3（第9条、第27条関係）

（平25規則54・一部改正）

様式第12号（第9条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号その1（第11条関係）

（平19規則4・平25規則54・一部改正）

様式第14号その2（第11条、第31条、第34条関係）

（平19規則4・平25規則54・一部改正）

様式第14号その3（現金徴収分）

（平16規則99・平17規則53・平19規則4・平21規則21・平25規則54・一部改正）

様式第15号（第12条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第16号（第12条関係）

（平29規則34・一部改正）

様式第17号（第13条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第18号（第14条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第19号（第15条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第20号（第16条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第21号（第17条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第22号（第18条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第23号（第19条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第24号（第20条関係）

（平25規則54・一部改正）

様式第25号（第20条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正）

様式第26号（第21条関係）

（平25規則54・一部改正）

様式第27号（第22条関係）

（平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正）

様式第28号（第23条、第32条関係）

(平25規則54・平29規則34・一部改正)

様式第28号の2 (第23条の4関係)

(平19規則50・追加、平25規則54・一部改正)

様式第28号の3 (第23条の5関係)

(平19規則50・追加、平25規則54・一部改正)

様式第28号の4 (第23条の6関係)

(令4規則48・全改)

様式第28号の5 (第23条の7関係)

(平19規則50・追加、平25規則54・令3規則66・一部改正)

様式第28号の6 (第23条の8関係)

(平19規則50・追加、平25規則54・一部改正)

様式第28号の7 (第23条の9関係)

(平19規則50・追加、平25規則54・平29規則34・令3規則66・一部改正)

様式第29号 (第24条関係)

(平16規則99・平17規則53・平25規則54・令3規則66・一部改正)

様式第30号 (第24条関係)

(平25規則54・一部改正)

様式第31号 (第25条関係)

様式第32号 (第29条関係)

(平16規則99・平17規則53・平25規則54・平29規則34・一部改正)

様式第33号 (第29条関係)

(平25規則54・平29規則34・一部改正)

様式第34号 (第33条関係)

(平25規則54・平29規則34・一部改正)

様式第35号 (第36条関係)

(平16規則99・追加、平25規則54・平31規則21・令3規則66・一部改正)

様式第36号 (第36条関係)

(平16規則99・追加)

様式第37号 (第36条関係)

(平16規則99・追加)